## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市住宅改修支援事業費補助金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	高齢者が住みなれた住宅で安心した生活を継続していくことが出来るよう、介護保険法に基づく住宅改修が必要な理由書の作成を行う指定居宅介護支援事業所等に対し、1件あたり2,000円の補助金を交付する。
補助事業者	補助事業を実施する介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者または地域包括支援センターに勤務する社会福祉士、保健師若しくは看護師。
補助対象経費	介護保険法に基づく住宅改修費支給事業に係る住宅改修が必要な理由書の作成を行う指定居宅介護支援事業所等に対し、1件あたり2,000円の補助金を交付する。
お小せいの大無	無
類似補助の有無	   ○同種の補助金の統合検討
※類似補助金の統合メニュー化	
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	定額 1件あたり2,000円 〇少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等 ※補助率は原則1/2以下 (市単独の場合)	定額 〇補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	数值化困難
数値目標等	〇目標に対する費用対効果(計算式)
※数値目標の設定検証	L ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	高齢者が住み慣れた住宅で安心した生活を行う為の住宅改修を行う際に住宅改修が 必要な理由書を書く者がいないという事態を避けるためのものであるため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
 ※サンセット方式の徹 底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示 等	〇開示内容及びその方法 (手段)
(担当部署)	高齢福祉課
事業担当(電話番号)	0 2 5 9 - 6 3 - 3 7 9 0
······································	